仕 様 書

１．件　名

独立行政法人放射線医学総合研究所における携帯電話通信サービスの調達

２．数　量

１式

３．目　的

独立行政法人放射線医学総合研究所が、緊急時の通信手段及び緊急被ばく医療支援チームの活動、その他業務遂行上必要な携帯電話通信サービスを調達する。

４．契約期間　　契約締結日　～　平成 26 年 3 月 31 日

サービス期間　平成 24 年 4 月 1 日　～　平成 26 年 3 月 31 日

５．履行場所　独立行政法人放射線医学総合研究所

６．携帯電話通信サービスの仕様

（１）調達予定台数、数量

別紙 1「調達予定一覧」のとおり。

（２）通信サービスの機能

全ての携帯電話に、通話機能及びメール機能を付与すること。

（３）災害対策

災害時優先携帯電話として契約台数の 3 割以上確保できること。

（４）サービスエリア

①人口カバー率が 99%以上を有すること。なお、人口カバー率は、「日本の総人口」に対する「市町村役場において携帯電話通信サービスの利用が可能である市町村の人口の総和」の割合とする。

②当研究所内での電波状態が良好であること（携帯電話端末の受信レベルの表示が最大であること)。ただし、特殊な建物内での電波状態については別途協議することとする。

③別紙 2「原子力施設等一覧」に記載された施設周辺が電波の受信エリア内であること（災害等による基地局の損壊等、止むを得ない場合は除く)。なお、電波の受信レベルについては、別途協議することとする。

（５）その他

①携帯電話端末納入時には、使用できる状態で引き渡すこと。

②携帯電話端末納入時には、現在利用中の携帯電話端末の電話番号を引き継ぐこととし、電話番号一覧表を提出すること。

③携帯電話端末納入時には、現在すでに存在する携帯電話のデータ（登録電話番号及び登録メールアドレス、メモ帳等）移行が可能な携帯電話端末についてはデータ移行の

補助をすること。

④６か月に１度、最適料金プランのシミュレーションを実施し、結果を Microsoft Office Excel にてデータを提出すること。

７．携帯電話端末の仕様

（１）携帯電話端末

①携帯電話端末（電池パック装着時）の重量は約 150ｇ以下、厚さは約 2.0cm 以下とすること。

②付属品として、各携帯電話端末に次のものを添付すること。

（ア）電池パック　　１個
（イ）ＡＣアダプタ　　１個
（ウ）卓上ホルダ　　１個
（エ）取扱説明書（日本語用）　　１冊

③携帯電話端末の色は、黒、白、シルバー、紺など上品な色であること。

（２）セキュリティ部分

①情報セキュリティ対策としてバイオ認証機能もしくは、暗証番号による認証を行うことができるもの。さらに使用者の変更に伴う登録変更も可能であること。

②携帯電話端末を紛失した際には、受注者が管理するシステムから携帯電話のロック及びその解除等の遠隔操作が行えること。

③請求時から過去 3 か月以上に遡り、個々の携帯電話端末の通話記録（日次・月次）明細データの提供が可能なこと。また、明細データは、エクセル、アクセス等のデータベースに変換可能であること。

（３）機能部分

①連続待受時間 200 時間以上を有すること。

②連続通話時間 2 時間以上を有すること。

③200 万以上の画素をもつカメラ機能を有すること。

④カメラ機能で撮影した写真の送受信も含め、メール機能を有すること。

⑤内蔵メモリに電話番号登録が 500 件以上登録できること。

⑥赤外線通信機能を有すること。

⑦外部メモリー（microSDHC 等など）の機能が装備されていること。

（４）特殊機能

①GPS 機能を有すること。

②海外にて利用する場合、その都度、申込み等が必要なく持ち運び利用できること（W-CDMA かつ GSM 方式のネットワークに接続可能であること）。

③日本国内で、緊急地震速報の機能が使用できること。

（５）保証

携帯電話端末について 1 年間保証期間を有すること。

なお、保証期間内であっても以下の場合は保証対象外とする。

①水濡れ・破損・改造が原因で故障した場合 ．

②使用上の誤り、不当な修理や改造による故障、損傷
③落とした場合、水の浸入や外部からの圧力などによる故障、損傷、または本製品内部の基板の破損、変形
④火災、公害、異常電圧、地震、雷、風水害その他天災地変などによる故障、損傷
⑤本製品に接続している指定以外の機器、消耗品による故障、損傷
⑥付属品などの消耗による交換
⑦指定以外の電池パック、または充電器を使用したことによる故障、損傷

（6）その他
①現在利用中の携帯電話端末が、上記（1）～（5）の仕様を満足している場合は、継続して使用することを可能とする。
②サービス期間中に当研究所職員が携帯電話端末の追加、交換を要求した場合は、速やかに準備・対応すること。また、追加、交換（「（5）保証」の範囲を除く）に係る費用は、当研究所が負担するものとする。

8．検査
携帯電話端末納品時に、当研究所職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

9．その他
本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、対応を行うこと。

（要求者）
部課（室）名：研究基盤センター安全・施設部施設課
使用者氏名　：佐島　馨